

	文部科	学省 平	で成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況									
fefe arm		案区分				制度改正による効果		く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・ 行政の効率化等) 根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体名 その他 (特記事項)		各府省からの第1次回答	見解 見解 料		
135	日 地方に対 お	土地利用 (に係る主務大臣の事前審査の廃止	ちに、これを主務大臣に 提出し、主務大臣は離 民士を主務大臣は離 民士をはからは 民族の はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基	興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	第4 総務省、文部科 学省、厚生労働省、 農林業省、環境 名、済産省、環境 名、資産省、環境	道、長 崎県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同島条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道県の離島振興計画家の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事開と対の遺たにより事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第9項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項の場定には、第4字表第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項の場定には、第4字表第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項のも第11項までの規定が進用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣への調整、主務大臣への調整で、2000年は、引き続き本、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することがら、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照らが必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		
303	日 地方に対 制緩 制		に係る主務大臣 の事前審査の 廃止	ちに、これを主務大臣に 提出し、主務大臣は離 島振興基本方針に適合 していないときは都道の 県できるとされ できるとされ できるが、実務上行わ れている離島振興計画 案について、廃止する。	離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基	り、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。		審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。) 〇離島振興計画の策定において、実務上行われている、事	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の 規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同 条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか の確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めると きは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 、 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に 実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先ん じて離島振興計画案を提出いただけるよう、元成24年11月29日付事務連 絡「各都道県の離島振興計画家の事前提出等について(依頼)」におい て都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事 前審査に多た時間と労力を要している。」とのことであるが、「限係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないこと から、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出は解連に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出は解連に対して任意で依頼しているものであるが、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第9項及び第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更多条線第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が連用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	ジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照良会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		

文部科学省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

	の第1次回答を踏まえた追加共同提案団体から			応方針に対するフォローアップ状況		平成28年の地方からの提案等に関する対応方針			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	(平成28年026月20日閣議決定)記載内容 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記 ※令元対応方針(令元.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令元>として併記	推置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
は理解する 事前提出か ていること、 は、軽微な	はに係る事前審査の趣旨についてるが、H25離島振興計画策定時はから審査終了まで約3ヶ月を要し、また、その際の国からの指摘変更によるものであったことかまれに向けて引き続き検討を願	-			一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【文部科学省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査 における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の		次回の離島振興計画策 定時	事務負担軽減のため、都道府 県の個々の事情に鑑みて離島 振興計画の調整を依頼すると ともに、離島振興計画の事前審 査における留意事項等につい て都道府県に通知する。	具体的措置内容について検 討。
は理解する 事前提出か ていること、 は、軽微な	はに係る事前審査の趣旨についてるが、H25離島振興計画策定時はから審査終了まで約3ヶ月を要し、また、その際の国からの指摘で変更によるものであったことかで表化に向けて引き続き検討を願				なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	(3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査 における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の	通知等	定時	事務負担軽減のため、都道府県の個々の事情に鑑みて離島振興計画の調整を依頼するとともに、離島振興計画の事前審査における留意事項等について都道府県に通知する。	具体的措置内容について検 討。